

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

比叡平市民運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理経費に応じて算定しております。なお、利用者の急激な負担増を軽減するため、1回目を令和元年10月1日、2回目は令和3年10月1日の2段階で改定を行います。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

○比叡平市民運動広場使用料

(単位:円)								
室名	使用区分			市民の方			市民以外の方	
				現行	改定後		現行	改定後
					R1.10.1	R3.10.1		
グラウンド	スポーツで利用	9時~17時	2時間	0	0	0	840	1,060
	上記以外			3,350	4,270	5,120	3,350	4,270

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855